

資料編

各施策とSDGsの関係

総合計画とSDGsの目指すべき方向性は同様であることから、各施策の推進を図ることでSDGsの目標達成にも資するものと考えます。

基本方針	No	施 策					
			貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー
1. へ残すまちづくり 環境資源を未来	1	自然環境とまちの緑の保全					
	2	良質な水の安定的な確保					
	3	快適な生活環境の実現					
	4	脱炭素と循環型社会の形成					
2. まちづくり 活力と魅力を創る	5	産業集積による経済の成長					
	6	雇用環境と人材育成の充実				●	
	7	農林水産業の持続的な発展		●		●	
	8	魅力とにぎわいのある商業の振興					
	9	地域の魅力を活かす観光・物産の振興				●	
3. 支えるまちづくり にぎわいと定住を	10	未来につながる都市整備の推進					
	11	円滑な交流基盤の整備と交通環境の充実					
	12	安全で快適な定住環境の整備					
	13	防災・減災対策の強化					
	14	生活安全対策の推進					
4. まちづくり 生涯安心して暮らせる	15	地域共生社会の実現	●		●		
	16	健康づくりの推進と医療の充実	●		●		
	17	温かな子育て支援、健やかな子育ての応援	●	●	●	●	●
	18	安心で充実した高齢期の応援			●		
	19	ともに生きるまちづくり					
5. まちづくり 未来を拓く人を育む	20	人権文化の醸成				●	●
	21	未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進				●	
	22	安全・安心に学べる学校づくり		●	●	●	
	23	地域文化の継承と創造				●	
	24	生涯学習による人づくり・まちづくり			●	●	
	25	スポーツの推進			●		
6. まちづくり ともに築く持続可能な	26	市民自治の促進					●
	27	協働によるまちづくりの推進					
	28	健全な行財政運営の推進					
	29	ICTの利活用と親しまれる市役所づくり					
	30	シティプロモーション戦略の推進				●	
	31	人口減少・少子化対策の推進				●	●

6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と雇用創出 を促進しよう	10 人や国が豊かになる 社会を築こう	11 住み続けたいまち を築こう	12 つくって 消費して つくるまで	13 気候変動に 適応しよう	14 海の豊かさ を増そう	15 陸の豊かさを 保とう	16 平和と正義 をすべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
水・衛生	エネルギー	成長・雇用	産業基盤	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	連携
			●		●			●	●		●
●					●		●		●		●
●					●	●	●				
	●				●	●					
		●	●								●
		●									●
		●	●			●		●	●		●
		●			●						●
		●			●	●					●
					●						
			●		●						
●					●	●	●				
					●		●				●
					●					●	
				●							●
				●	●						
		●			●					●	●
		●									●
					●						●
				●						●	●
				●							●
		●			●						●
		●			●					●	●
		●			●					●	●
			●		●					●	●
			●		●					●	
				●	●						●

成果指標一覧

基本方針 1 環境資源を未来へ残すまちづくり

	施策名	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
1	自然環境とまちの緑の保全	河川清掃ボランティア団体への支援回数（年間）	16 回	18 回
		フラワーバンク登録者数	158 人	170 人
2	良質な水の安定的な確保	原水有効利用率 ※ 1	89.41%	90.00%
		上水道有収率 ※ 2	88.54%	88.90%
		上水道基幹管路耐震化率 ※ 3	46.61%	47.23%
3	快適な生活環境の実現	環境保全ボランティア団体登録者数	919 人	1,000 人
		不法投棄確認件数（年間）	60 件	30 件
4	脱炭素と循環型社会の形成	ごみの総量（年間）	32,996t	32,170t
		温室効果ガス排出量 ※ 4	2,378 千t-CO2	1,284 千t-CO2

※ 1 原水有効利用率…取水した水が漏水などのロスなくいかに有効に利用されているかを示す指標

※ 2 上水道有収率…供給した水が漏水などのロスなくいかに有効に利用されているかを示す指標

※ 3 上水道基幹管路耐震化率…基幹管路（導・送・配水本管）のうち耐震管の割合で地震に対する強靱さを示す指標

※ 4 温室効果ガス排出量は、国の削減目標に基づき、現況値を平成 25 年度（2013 年度）とし、目標値を令和 12 年度（2030 年度）とする。

基本方針 2 活力と魅力を創るまちづくり

	施策名	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
5	産業集積による経済の成長	製造品出荷額（年間） ※ 1	6,691 億円	7,000 億円
		紙の総合マッチングサイト「四国は紙国」への登録社数	171 社	180 社
		起業件数（年間）	11 社	15 社
6	雇用環境と人材育成の充実	事業所数 ※ 2	4,212 所	4,212 所
		従業者数 ※ 2	41,469 人	41,469 人
		就労支援サポート件数（年間）	35 件	40 件
7	農林水産業の持続的な発展	40 歳以下の新規農林水産業就業者数	5人	8人
		常設の農林水産物販売所数	8か所	11 か所
		担い手の農地利用集積率	19.5%	21.5%
		野生鳥獣による農作物被害額（年間）	3,356 千円	3,021 円
8	魅力とにぎわいのある商業の振興	小売業の事業所数 ※ 3	698 所	698 所
		小売業の商品販売額（年間） ※ 3	909 億 4 千万円	950 億円
		商店街の営業店舗数	156 店	156 店
		商店街イベントの動員数（年間）	8,900 人	10,000 人
9	地域の魅力を活かす観光・物産の振興	観光入込客数合計（年間）	325,382 人	800,000 人
		観光ボランティアガイド登録人数	17 人	25 人

※ 1 製造品出荷額の現況値は、令和元年工業統計による実数

※ 2 事業所数及び従業者数の現況値は、平成 28 年経済センサスによる実数

※ 3 小売業の事業所数及び商品販売額は平成 28 年経済センサスによる実数

基本方針3 にぎわいと定住を支えるまちづくり

	施策名	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
10	未来につながる都市整備の推進	地籍調査の進捗率	60%	66%
		都市計画道路整備率	48.49%	50.00%
11	円滑な交流基盤の整備と交通環境の充実	道路ストックにおける長寿命化対策の橋梁数	32 橋	92 橋
		デマンドタクシーの1日平均利用者数(年間)	69 人	88 人
		基幹道路整備率(新宮中央線、寒川中央線)	67%	100%
12	安全で快適な定住環境の整備	市営住宅の長寿命化等進捗率	40.4%	45.0%
		公共下水道普及率	64.14%	65.00%
13	防災・減災対策の強化	自主防災組織の数	137 団体	150 団体
		防災士の人数	501 人	800 人
		個別避難計画数	284 件	2,300 件
		指定福祉避難所数	18 か所	43 か所
		応急手当普及員の養成人数	79 人	100 人
		住宅用火災警報器設置率	77.2%	85.0%
14	生活安全対策の推進	地域防犯パトロール団体の数	5 団体	6 団体
		特殊詐欺等被害防止講座の実施(年間)	21 回	30 回
		交通事故発生件数(年間)	109 件	99 件

基本方針4 生涯安心して暮らせるまちづくり

	施策名	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
15	地域共生社会の実現	自立相談支援による社会的自立件数	27 件	30 件
		市内の福祉サービスや介護サービスの満足度	18%	30%
16	健康づくりの推進と医療の充実	健康づくりサポーターの登録者数(累計)	90 人	100 人
		ゲートキーパーの養成者数(累計)	2,818 人	3,500 人
		国保特定健診受診率	29.3%	35.0%
		後期健康診査受診率	7.7%	10.0%
17	温かな子育て支援、健やかな子育ての応援	未満児保育対象者数に対する利用定員比率	47%	60%
		HP「四国中央市子育て応援隊」へのアクセス件数	13,159 件	17,000 件
		えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証の市内企業数	44 件	60 件
18	安心して充実した高齢期の応援	認知症サポーター数	14,409 人	18,000 人
		住民主体の貯筋体操集いの場の数	73 件	130 件
		ケアプランチェック件数(年間)	127 件	200 件
19	ともに生きるまちづくり	障害福祉サービス・障害児通所支援利用者	1,051 人	1,372 人
		地域移行支援及び地域定着支援の給付対象者数	0 人	10 人
		障害者優先調達推進法に基づく調達金額 ※1	535 万円/年	630 万円/年

※1 障害者優先調達推進法に基づく調達金額の現況値は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業費を除く

基本方針５ 未来を拓く人を育むまちづくり

	施策名	成果指標名	現況値 (令和３年度)	目標値 (令和９年度)
20	人権文化の醸成	人権のつどいへの参加者数（年間）	300 人	500 人
		地域学習会への参加者数（年間）	971 人	1,200 人
		人権・同和教育推進者養成講座修了者数(年間)	146 人	300 人
21	未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進	地域の教育力活用状況	218 件	240 件
22	安全・安心に学べる学校づくり	地域の方々の協力を得た学習支援活動件数	389 件	420 件
		不登校児童生徒の状況の好転割合	41%	50%
23	地域文化の継承と創造	博物館等施設来館者数	8,801 人	12,000 人
		書道パフォーマンス甲子園予選申込校数	102 校	150 校
		紙のまち新春競書大会応募者数	355 人	380 人
24	生涯学習による人づくり・まちづくり	公民館主催事業への参加者数	80,059 人	82,000 人
		図書館年間貸出利用者数	98,498 人	110,000 人
25	スポーツの推進	週１回以上運動・スポーツを行っている成人の割合	40.4%	50% 以上
		市内スポーツ大会への参加者数	6,056 人	9,000 人

基本方針６ ともに築く持続可能なまちづくり

	施策名	成果指標名	現況値 (令和３年度)	目標値 (令和９年度)
26	市民自治の促進	市役所での課長補佐以上職の女性比率	22.2%	30.0%
		審議会等の女性委員登用率	30.0%	35.0%
		地区コミュニティ計画の策定率	20%	50%
		国際交流等の各種行事参加数	3,921 人	4,500 人
27	協働によるまちづくりの推進	ボランティア市民活動センター登録者数	6,704 人	8,100 人
		審議会等への公募委員選任率	7.7%	10.0%
28	健全な行財政運営の推進	経常収支比率 ※ 1	82.3%	82.0%
		実質公債費比率 ※ 1	8.2%	8.0%
		財政調整基金残高 ※ 1	63 億円	63 億円
29	ICT の利活用と親しまれる市役所づくり	庁内のキャッシュレス決済利用率	0.0%	50.0%
		ホームページのアクセス件数（年間）	963,855 件	2,000,000 件
30	シティプロモーション戦略の推進	プロモーションサイトへの年間アクセス数（18-34 歳）	—	150,000 件
		高等学校（市内３校）３年生の本市の他者推奨意向（プラス評価）	—	80%
31	人口減少・少子化対策の推進	婚姻組数	252	300
		移住者数（転入者含む）	177	250
		移住・定住ポータルサイト「四国まんなか生活」訪問者数（月平均）	1,743	2,500

※ 1 国の財政政策が令和４（２０２２）年度と大きく変わらない場合の目標値

将来人口の目標

基本構想（P24）において、2060（令和 42）年の目標人口を 65,000 人と設定していますが、これは令和 2 年 3 月に策定した「四国中央市まち・ひと・しごと創生第 2 期人口ビジョン」に基づくものです。

以下、四国中央市まち・ひと・しごと創生第 2 期人口ビジョン（P32）より引用

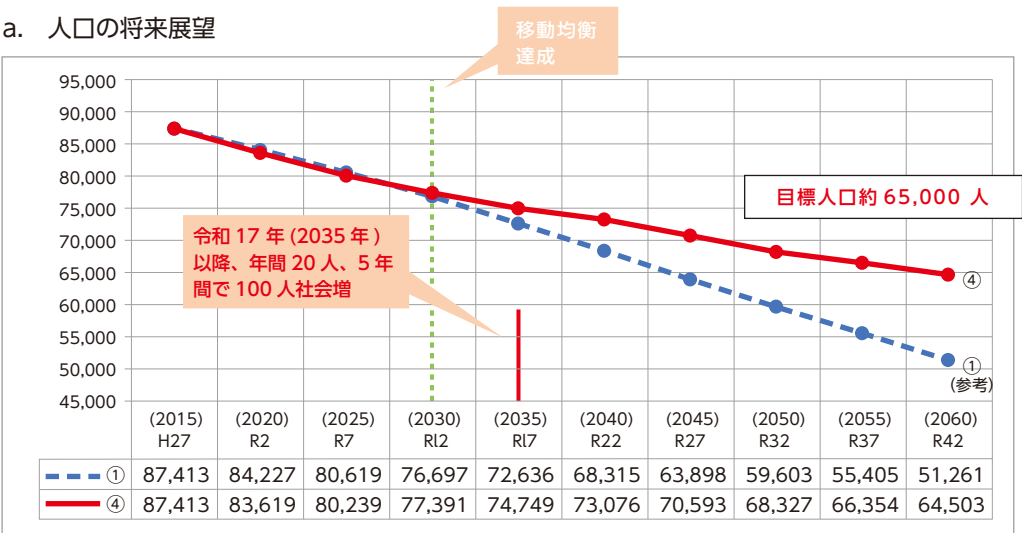
イ． 2060 年の目標人口

本市では、国や県の長期ビジョンを勘案し、人口の将来展望を整理した結果、令和 12 年（2030 年）に約 77,000 人、令和 42 年（2060 年）に約 65,000 人の人口を達成し、その後維持を目指すこととしました。

○施策を講じないで、現在の人口動向が続いた場合の推移⇒令和 42 年に約 5 万 1 千人
（【参考①】 国立社会保障・人口問題研究所の推計）

○目標人口 65,000 人を達成するためには・・・
・合計特殊出生率を令和 12 年（2030 年）に 1.8 に向上、令和 22 年（2040 年）に 2.07 に向上

a. 人口の将来展望



	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
①社人研推計準拠 の出生率の設定値	1.59	1.57	1.58	1.58	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59
④四国中央市の 目標出生率	1.75	1.78	1.80	1.94	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07

まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置付けについて

1) 趣旨

本市においては、「四国中央市第2期人口ビジョン（令和2年3月）」における人口の現状分析及び将来展望等を踏まえ、令和2年3月に「四国中央市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めてきました。

同戦略は、令和4年度末をもって計画期間が終了しましたが、今後も人口減少をはじめとする課題や地域活性化に取り組む必要があります。総合戦略の趣旨である人口減少・少子高齢化問題の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成は総合計画と目的を同じとしており、対策を一体的に講じることが重要であるため、第三次総合計画は次期総合戦略を包括した一体的な計画としました。

※まち・ひと・しごと創生総合戦略は、デジタル田園都市国家構想総合戦略に改訂され、新たな総合戦略として位置付けられています。

2) 総合戦略を一体化することのメリット

- 総合計画に総合戦略を内包させ、計画内容を一体化することにより、双方の関係性が明確となり、総合計画と整合性の取れた総合戦略とすることが可能となります。
- 総合計画と総合戦略の進捗管理を一体的に行うことができるため、進捗が思わしくない施策への対策を検討する場合に、個別ではなく包括的に対策を検討することができます。

3) 総合戦略の一体化

次期総合戦略においても、第2期総合戦略における3つの重点戦略を踏襲し、それぞれの基本方針を生かして取り組みます。また、それぞれの施策に設定された成果指標により、取組の検証・改善を行うことで、総合戦略の推進を図ります。

重点戦略Ⅰ 地域づくり戦略

基本方針1 産み育てやすいまちづくり・支えあえる人づくりの推進

第三次総合計画基本計画	
施策15	地域共生社会の実現 (2) 自立支援の推進 (3) 地域福祉の推進
施策17	温かな子育て支援、健やかな子育ての応援 (1) 産み育ての応援 (2) 子育ての応援 (3) 子ども・青少年を育む環境づくり
施策18	安心で充実した高齢期の応援 (1) 高齢者の社会参加と介護予防の推進
施策19	ともに生きるまちづくり (1) とともに生きる社会の基礎づくり (2) 日々の暮らしを支えるサービスの充実 (3) 自立を目指すための支えと促し
施策21	未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進 (3) 地域とともにある魅力ある学校づくり

	施策名	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
15	地域共生社会の実現	自立相談支援による社会的自立件数	27 件	30 件
		市内の福祉サービスや介護サービスの満足度	18%	30%
17	温かな子育て支援、健やかな子育ての応援	未満児保育対象者数に対する利用定員比率	47%	60%
		HP「四国中央市子育て応援隊」へのアクセス件数	13,159 件	17,000 件
		えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証の市内企業数	44 件	60 件
18	安心で充実した高齢期の応援	住民主体の貯筋体操集いの場の数	73 件	130 件
19	ともに生きるまちづくり	障害福祉サービス・障害児通所支援利用者	1,051 人	1,372 人
		地域移行支援及び地域定着支援の給付対象者数	0 人	10 人
		障害者優先調達推進法に基づく調達金額	535 万円 / 年	630 万円 / 年
21	未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進	地域の教育力活用状況	218 件	240 件

基本方針2 産業活力の創造と魅力的な職場環境の整備

第三次総合計画基本計画	
施策5 産業集積による経済の成長 (1) 企業留置・誘致の推進 (2) 紙産業クラスターの高度化 (3) 中小企業の経営支援 施策6 雇用環境と人材育成の充実 (1) 幅広い雇用と人材育成の促進 (2) 誰もが働きがいのある仕事ができる環境づくり	

	施策名	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
5	産業集積による経済の成長	製造品出荷額（年間）	6,691 億円	7,000 億円
		紙の総合マッチングサイト「四国は紙國」への登録社数	171 社	180 社
		起業件数（年間）	11 社	15 社
6	雇用環境と人材育成の充実	事業所数	4,212 所	4,212 所
		従業者数	41,469 人	41,469 人
		就労支援サポート件数（年間）	35 件	40 件

基本方針3 多様な連携・交流による“あったかい”まちの実現

第三次総合計画基本計画	
施策12 安全で快適な定住環境の整備	(3) 空家等対策の推進
施策26 市民自治の促進	(1) 多様な社会参加の促進 (2) 地域コミュニティの活性化 (3) 多様な市民活動の振興
施策27 協働によるまちづくりの推進	(1) 様々な協働事業の充実
施策30 シティプロモーション戦略の推進	(2) 若年層の定着・Uターンの促進及びコミュニティ形成
施策31 人口減少・少子化対策の推進	(1) 出会いと結婚支援の推進 (2) 移住・定住の促進 (3) 住み続けたいまちづくり

	施策名	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
26	市民自治の促進	市役所での課長補佐以上職の女性比率	22.2%	30.0%
		審議会等の女性委員登用率	30.0%	35.0%
		地区コミュニティ計画の策定率	20%	50%
		国際交流等の各種行事参加数	3,921 人	4,500 人
27	協働によるまちづくりの推進	ボランティア市民活動センター登録者数	6,704 人	8,100 人
30	シティプロモーション戦略の推進	プロモーションサイトへの年間アクセス数 (18-34 歳)	—	150,000 件
		高等学校 (市内3校) 3年生の本市の他者推奨意向 (プラス評価)	—	80%
31	人口減少・少子化対策の推進	婚姻組数	252	300
		移住者数 (転入者含む)	177	250
		移住・定住ポータルサイト「四国まんなか生活」訪問者数 (月平均)	1,743	2,500

重点戦略Ⅱ 地域発信戦略

基本方針１ 地域の宝（ひと・もの・こと）の情報発信による関係人口の創出

第三次総合計画基本計画	
施策4 脱炭素と循環型社会の形成	(1) 脱炭素社会の実現
施策5 産業集積による経済の成長	(1) 企業留置・誘致の推進 (2) 紙産業クラスターの高度化 (3) 中小企業の経営支援
施策6 雇用環境と人材育成の充実	(1) 幅広い雇用と人材育成の促進 (2) 誰もが働きがいのある仕事ができる環境づくり
施策8 魅力とにぎわいのある商業の振興	(2) にぎわいと魅力あふれる商店街の形成
施策11 円滑な交流基盤の整備と交通環境の充実	(3) 公共交通の確保
施策26 市民自治の促進	(1) 多様な社会参加の促進 (2) 地域コミュニティの活性化
施策29 ICTの利活用と親しまれる市役所づくり	(2) 市民と双方向による情報の受発信体制づくり

	施策名	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
4	脱炭素と循環型社会の形成	ごみの総量（年間）	32,996t	32,170t
		温室効果ガス排出量	2,378 千t-CO2	1,284 千t-CO2
5	産業集積による経済の成長	製造品出荷額（年間）	6,691 億円	7,000 億円
		紙の総合マッチングサイト「四国は紙国」への登録社数	171 社	180 社
		起業件数（年間）	11 社	15 社
6	雇用環境と人材育成の充実	事業所数	4,212 所	4,212 所
		従業者数	41,469 人	41,469 人
		就労支援サポート件数（年間）	35 件	40 件
8	魅力とにぎわいのある商業の振興	商店街の営業店舗数	156 店	156 店
		商店街イベントの動員数（年間）	8,900 人	10,000 人
11	円滑な交流基盤の整備と交通環境の充実	デマンドタクシーの1日平均利用者数(年間)	69 人	88 人
26	市民自治の促進	市役所での課長補佐以上職の女性比率	22.2%	30.0%
		審議会等の女性委員登用率	30.0%	35.0%
		地区コミュニティ計画の策定率	20%	50%
		国際交流等の各種行事参加数	3,921 人	4,500 人

基本方針2 しあわせづくりの応援団「四国中央市ファン」の醸成

第三次総合計画基本計画				
施策7 農林水産業の持続的な発展 (2) ブランド力の強化と流通の活性化 (3) 参加・交流型イベントの展開 施策9 地域の魅力を活かす観光・物産の振興 (1) 観光振興体制の確立 (2) 本市ならではの観光魅力の醸成 (3) 観光・物産振興の基盤整備 施策23 地域文化の継承と創造 (2) 芸術文化の振興と創造 施策30 シティプロモーション戦略の推進 (1) 市の魅力のブランド化 (3) 市役所からの情報発信体制の強化				
	施策名	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
7	農林水産業の持続的な発展	常設の農林水産物販売所数	8 か所	11 か所
9	地域の魅力を活かす 観光・物産の振興	観光入込客数合計（年間）	325,382 人	800,000 人
		観光ボランティアガイド登録人数	17 人	25 人
23	地域文化の継承と創造	書道パフォーマンス甲子園予選申込校数	102 校	150 校
		紙のまち新春競書大会応募者数	355 人	380 人
30	シティプロモーション戦略の推進	プロモーションサイトへの年間アクセス数（18-34 歳）	－	150,000 件

重点戦略Ⅲ 市役所づくり戦略

基本方針1 効率的な行政運営、行政サービスの質の向上を追求

第三次総合計画基本計画				
施策28 健全な行財政運営の推進 (1) 効率的・効果的な行財政運営 (2) 公共施設の適正配置と公有財産活用の推進 (3) 広域行政の推進 施策29 ICTの利活用と親しまれる市役所づくり (1) ICTを活用した市民サービスの向上 (2) 市民と双方向による情報の受発信体制づくり 施策30 シティプロモーション戦略の推進 (1) 市の魅力のブランド化 (3) 市役所からの情報発信体制の強化				
	施策名	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
28	健全な行財政運営の推進	経常収支比率	82.3%	82.0%
		実質公債費比率	8.2%	8.0%
		財政調整基金残高	63 億円	63 億円
29	ICTの利活用と親しまれる市役所づくり	庁内のキャッシュレス決済利用率	0.0%	50.0%
		ホームページのアクセス件数（年間）	963,855 件	2,000,000 件
30	シティプロモーション戦略の推進	プロモーションサイトへの年間アクセス数（18-34 歳）	－	150,000 件

市の財政状況

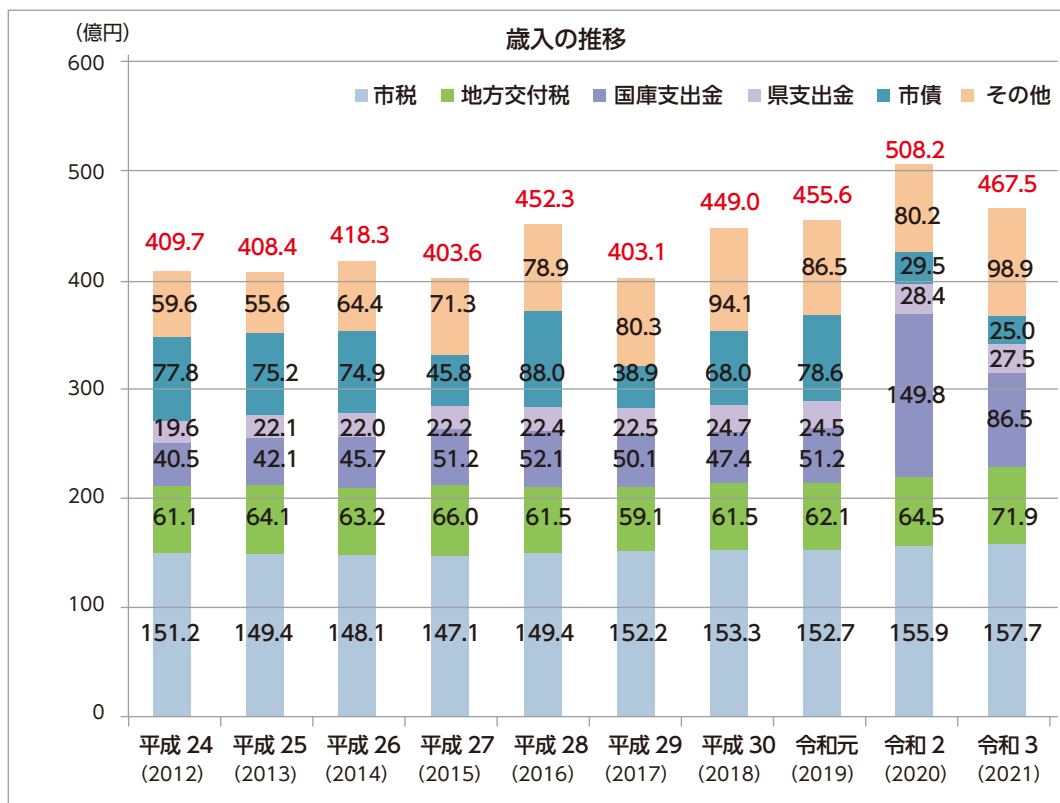
(1) 歳入の状況（一般会計）

歳入は、平成23（2011）年度以降、400億円を超えています。

そのうち、根幹をなす市税収入は近年堅調に推移しており、平成29（2017）年度以降は150億円を超えています。令和3（2021）年度決算においては、地場産業である紙加工品製造業の業績好調を背景とした大規模な設備投資等に伴う固定資産税の増などにより、市税が約158億円となっています。また、地方交付税についても、令和3（2021）年度決算において地方交付税の原資となる国の税収が過去最大となったことや個別算定経費等の需要額の増により約72億円となっています。

国庫支出金や県支出金については、令和2（2020）年度以降、新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金等により増となっています。

市債については、令和2（2020）年度以降、市債の発行抑制や普通建設事業費の抑制もあって減少しています。



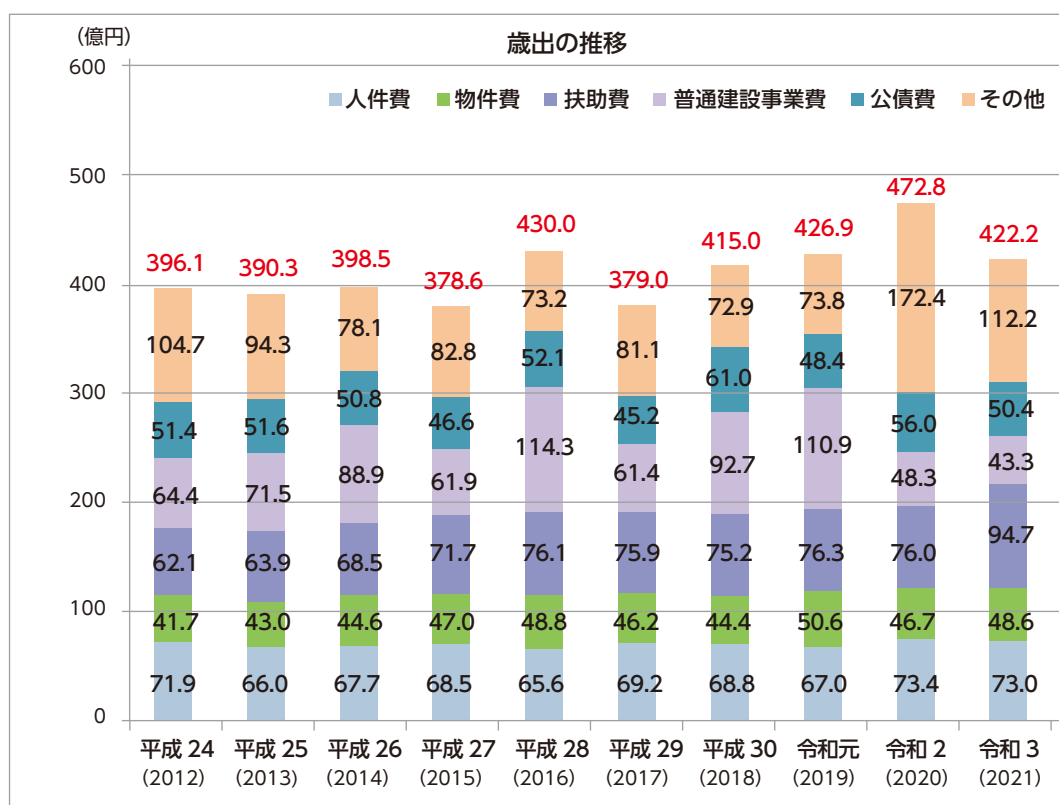
※金額は小数点以下第2位を四捨五入していますので、合計額と一致しない場合があります。

(2) 歳出の状況（一般会計）

歳出の中で、人件費、扶助費、公債費の義務的経費については、平成 28（2016）年度以降 190 億円を上回っており、令和 3 年度決算においては、約 218 億円で歳出全体の約 52% を占めています。

人件費は、令和 2（2020）年度より会計年度任用職員制度の創設に伴い増加しております。扶助費は、障がい者自立支援給付費などの伸びに伴い、増加傾向にあります。また、公債費は、合併特例債や臨時財政対策債の償還額の増加により約 50 億円前後と高い水準で推移しています。

普通建設事業費は、合併特例債を活用した新庁舎建設事業や市民文化ホール建設事業などの大規模事業が令和元（2019）年度で終了したことから、令和 2（2020）年度以降は減少しています。



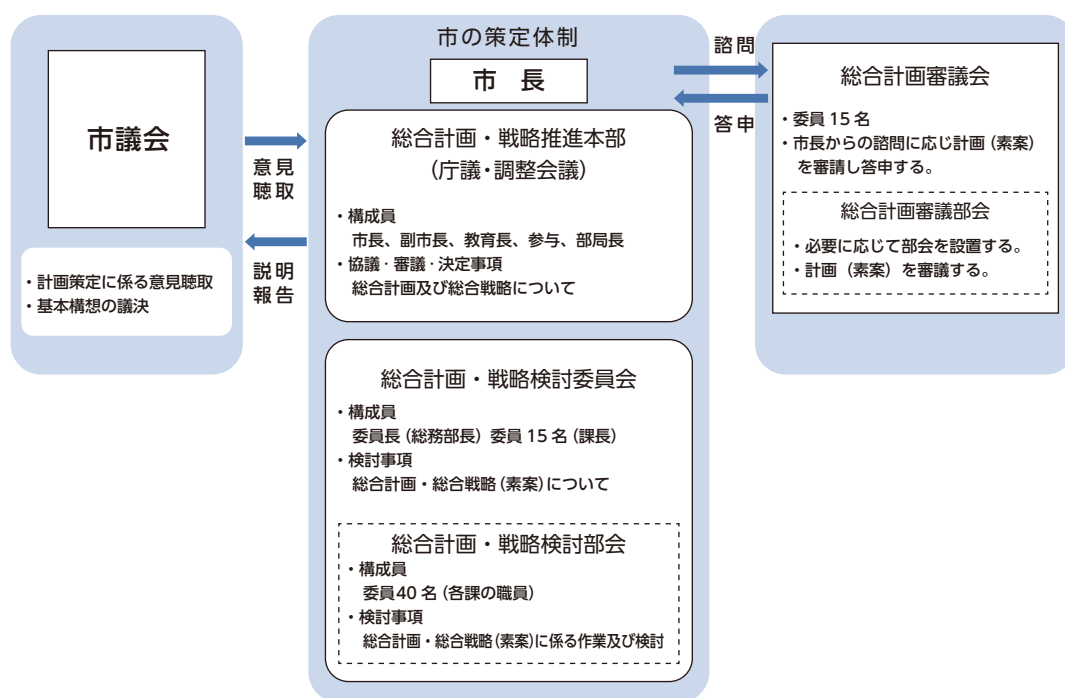
※金額は小数点以下第 2 位を四捨五入していますので、合計額と一致しない場合があります。

策定経過・策定体制

年	月日	会議名等	内容
令和3年	6月10日	調整会議	庁内策定体制について
	8月1日	高校生アンケート調査(配布)	市内高校2年生
	8月27日	市民アンケート調査(配布)	18歳以上の市民2,000人を抽出
	8月31日	高校生アンケート調査(回収)	回収数257
	9月15日	市民アンケート調査(回収)	回収数780(回収率39.0%)
	9月28日	第1回庁内検討委員会	第三次総合計画の概要、策定体制など
	10月4日	第1回庁内検討部会	第三次総合計画の概要、素案作成作業など
	10月13日	第1回総合計画審議会	委嘱状交付、総合計画の策定について(諮問)
	10月24日	高校生ワークショップ	高校生14名、市の課題、解決するアイデア
	11月18日	第2回庁内検討部会	基本構想(素案)について
	11月19日	議員全員勉強会	第三次総合計画の策定について
	11月25日	第2回庁内検討委員会	基本構想(素案)について
	12月16日	第2回総合計画審議会	基本構想(素案)について
令和4年	1月5日	調整会議	基本構想(素案)について
	1月20日	議員全員勉強会	基本構想(素案)について
	2月7日	第3回総合計画審議会(書面開催)	基本構想(案)について
	3月2日	調整会議	基本構想(案)について
	5月9日	調整会議	基本計画(素案)について
	5月17日	第3回庁内検討委員会	基本計画(素案)について
	6月2日	第4回総合計画審議会	基本構想(素案)について
	6月8日	調整会議	基本計画(素案)について
	6月20日	議員全員勉強会	基本計画(素案)について
	7月28日	第5回総合計画審議会	基本計画(案)について
	8月1日	調整会議	基本計画(案)について
	8月5日	第三次総合計画答申式	委員4名出席

年	月日	会議名等	内 容
令和4年	8月18日	議員全員勉強会	基本計画(案)について
	8月18日	第三次総合計画(案)に係るタウンコメント	市HP及び広報による周知 募集期間30日間(9月16日まで)
	10月3日	総合計画推進本部会議	第三次総合計画の策定について
	11月24日	議員全員勉強会	タウンコメントの実施結果について(報告)
	12月23日	令和4年第4回定例市議会	基本構想議決

策定体制



総合計画審議会委員名簿

No	氏 名	役 職 名 等	備 考
1	内村 浩美	愛媛大学紙産業イノベーションセンター長	会長
2	森川 隆	愛媛県紙パルプ工業会専務理事	副会長
3	木村 康久	川之江信用金庫地域産業創生部長	
4	眞鍋 一慶	四国中央商工会議所青年部	
5	後藤 正	四国中央公共職業安定所所長	※R3 年度
	和田 茂	同上	※R4 年度
6	近藤 善春	うま農業協同組合代表理事専務	
7	村上 智子	えひめ結婚支援センターコーディネーター	
8	寶利 佳代	NPO 法人カノン会長	
9	星川 光代	四国中央市教育委員会教育委員	
10	篠原 徹	地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家 寒川 施設長	
11	清家 孝	社会福祉法人澄心 総務部長	
12	金崎佐和子	宇摩医師会事務長	
13	森実 純夫	NPO 法人紙のまち図書館事務局長	
14	藤田 恭二	四国中央市スポーツ協会事務局長	
15	石村 聡美	法皇青年会議所	

(順不同・敬称略)

諮問書

四 総 政 第 57 号

令和 3 年 10 月 13 日

四国中央市総合計画審議会会長 様

四国中央市長 篠 原 実

第三次四国中央市総合計画について（諮問）

四国中央市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、「第三次四国中央市総合計画」について、貴審議会の意見を求めます。

答申書

令和4年8月5日

四国中央市市長 篠原 実 様

四国中央市総合計画審議会

会 長 内 村 浩 美

第三次四国中央市総合計画について（答申）

令和3年10月13日付け四総政第57号で諮問のありました「第三次四国中央市総合計画」について、本審議会で慎重に審議した結果、別紙の通り答申いたします。

本市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への影響など、これまでに増して大きく変化しています。

総合計画の実施にあたりましては、こうした社会情勢の変化に的確に対応しながら、これまでのやり方にとらわれない新しい発想を持って、課題解決に向け、あらゆる分野で将来を見据えた変革に取り組まれますよう要望いたします。



四国中央市自治基本条例

平成 19 年 6 月 27 日

条例第 32 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 市民

第 1 節 市民（第 5 条—第 10 条）

第 2 節 コミュニティ等（第 11 条・第 12 条）

第 3 章 議会（第 13 条・第 14 条）

第 4 章 市

第 1 節 市の責務（第 15 条・第 16 条）

第 2 節 市政運営（第 17 条—第 22 条）

第 5 章 情報の共有（第 23 条・第 24 条）

第 6 章 市政への参画（第 25 条—第 28 条）

第 7 章 連携及び交流（第 29 条・第 30 条）

第 8 章 市民自治推進委員会の設置等（第 31 条—第 33 条）

附則

前文

私たちのまち四国中央市は、平成 16 年 4 月に川之江市、伊予三島市、宇摩郡土居町、宇摩郡新宮村の 2 市 1 町 1 村が合併して誕生しました。

先人の英知と不斷の努力によって築かれた水資源や法皇山脈と四国山地の緑豊かな山々、燧灘に面する恵まれた自然環境を源として、いにしえからの歴史と伝統文化を伝承しながら地域社会を形成してきました。

私たちのまちは、四国の中央に位置する地勢、さらにこの地域の多様な特性を生かし交通・物流・情報の交流拠点として、また全国屈指の「紙のまち」として発展を続けています。

私たちは、これらを礎としながら、こよなく愛するこのまちを守り、はぐくみ、次の世代へ引き継ぐ使命があります。

今、自治体においては自己決定や自己責任が求められている中で、私たちは、市民一人ひとりのしあわせを希求し、自ら考え、行動し、ルールをつくり、共に自立できる地域社会を創造していかなければなりません。

そのためには、市民、議会、市が一体となって情報を共有し、互いに協力し合いながら協働によるまちづくりに取り組む必要があります。

ここに私たちは、「市民が主役の市民自治の確立」を基本理念として、市民の権利と責務、議会や市の役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを実現するため四国中央市の最高規範となるこの条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が主役の市民自治の確立を基本理念として、市民、議会及び市の責務等を明らかにし、自治の基本的事項を定め、協働によるまちづくりを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいいます。
- (2) 議会 直接選挙による議員によって組織された市の議事機関をいいます。
- (3) 市 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除きます。）をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び市が互いに尊重し、補完し合いながら、同じ目的のために協力して活動することをいいます。
- (5) コミュニティ 市民が互いに助け合い、地域をよりよくすることを目的として形成されたつながり、組織又は集団のことをいいます。

(最高規範)

第3条 この条例は、四国中央市の最高規範であり、市民、議会及び市は、誠実にこれを遵守します。

2 市及び議会は、市が定める計画の策定又は変更及び条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

(まちづくりの目標)

第4条 市民、議会及び市は、次に掲げるまちづくりに努めます。

- (1) 互いに尊重しまちづくりに参画できるまち
- (2) まちの文化に誇りを持ち活力あふれるまち
- (3) 互いに助け合い安心して暮らせるまち
- (4) 自然を大切に環境の保全及び創造に取り組むまち
- (5) 将来のまちづくりを担う人材育成に取り組むまち

第2章 市民

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) 市政に参画する権利
- (3) 市に意見、要望を表明し、又は提案する権利
- (4) 行政サービスを受ける権利

(市民の責務)

第6条 市民は、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

- 2 市民は、互いに人権を尊重し、協力し合います。
- 3 市民は、市政運営に伴う負担を分任します。

（事業者の責務）

第 7 条 事業を営むものは、地域の環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

（子ども）

第 8 条 市民、議会及び市は、次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。

（学ぶ機会）

第 9 条 市は、市民が生涯にわたって学ぶ機会を提供するよう努めます。

（男女共同参画）

第 10 条 男女は、互いに認め合い、尊重します。

2 市、議会及び市民は、男女が共同してまちづくりに参画する体制をつくります。

第 2 節 コミュニティ等

（コミュニティ）

第 11 条 市民は、コミュニティ活動の重要性を認識し、その活動に積極的に参加するよう努めます。

2 市は、コミュニティの自主性、自立性を尊重し、その活動の連携及び強化を図るため、必要な施策を講じるよう努めます。

3 市は、公民館を地域におけるコミュニティの連携の拠点として位置付け、機能及び施設の充実、整備に努めます。

（地域福祉の向上）

第 12 条 市民は、地域の生活課題の解決を図るため、福祉サービス機関等と連携し、地域福祉の向上に努めます。

2 市は、社会的支援を必要とする市民が安心して暮らせるまちづくりの実現のため、必要な施策を講じるよう努めます。

第 3 章 議会

（議会の役割及び責務）

第 13 条 議会は、この条例の趣旨にのっとり、市政運営が公平、公正かつ効率的に行われるよう議事機関として、その権能を行使します。

2 議会は、市民に情報を公開し、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

第 14 条 議員は、公正かつ誠実に市民の意見を市政に反映させるよう努めます。

2 議員は、議会活動に関する情報等について説明責任を果たすよう努めます。

3 議員は、市政の課題に関する調査並びに政策提言等を積極的に行うよう努めます。

第 4 章 市

第 1 節 市の責務

（市長の責務）

第 15 条 市長は、この条例の趣旨にのっとり、公平、公正かつ効率的に市政を運営します。

2 市長は、市政の透明性を図るため、施策等の経緯及び結果を公表し、その説明に努めます。

3 市長は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ります。

4 市長は、職員を指揮監督するとともに、その能力向上を図り効率的な組織運営に努めます。

（職員の責務）

第 16 条 職員は、市民全体のために働くものとしての認識をもち、公平、公正かつ誠実に、透明性をもってその職務を遂行するよう努めます。

2 職員は、法令及び条例等を遵守します。

3 職員は、常に自己研鑽を行い、職務の遂行に当たっては創意工夫するよう努めます。

第 2 節 市政運営

（総合計画）

第 17 条 市は、この条例の趣旨にのっとり、総合計画を策定し、計画的かつ効率的な市政運営を行います。

2 市は、社会の変化に対応できるよう、必要に応じて、総合計画の見直しを行います。

（財政運営）

第 18 条 市は、持続可能で健全な財政運営を行い、その状況をわかりやすく公表します。

2 市は、市政運営の透明性を確保するため、外郭団体及び補助団体等の経営又は収支状況をわかりやすく公表し、適切に指導するよう努めます。

3 市は、保有する財産を明らかにするとともに、適正に管理し、効率的で効果的に運用します。

（予算編成）

第 19 条 市は、総合計画に基づいて予算を編成し、執行します。

2 市は、予算編成に当たっては、公平性の確保、透明性の向上に努めるとともに、編成した予算の方針及び内容をわかりやすく公表します。

（行政評価等）

第 20 条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価等を実施し、その結果を公表します。

2 市は、行政評価等の結果を市政運営に反映するよう努めます。

（外部監査）

第 21 条 市は、公平、公正かつ効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて、外部監査を実施します。

2 市民は、市に対して外部監査の実施を請求することができます。

（危機管理）

第 22 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保を図るため、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備します。

2 市民は、緊急時に備え、自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合う自主防災組織の充実に努めます。

第 5 章 情報の共有

（情報の公開及び共有）

第 23 条 市は、市政に関する情報を積極的にわかりやすく公開し、市民との情報の共有に努めます。

2 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を請求することができます。

（個人情報の保護）

第 24 条 市及び議会は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。

第 6 章 市政への参画

（審議会等への参画）

第 25 条 市は、審議会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の構成員に公募による市民を含めるよう努めます。

2 市は、審議会等の会議の内容を公開し、必要に応じて、広聴の場を提供するよう努めます。

（タウンコメント）

第 26 条 市は、市民及び市政に係る重要な事項について広く意見を募り（タウンコメントといいます。）、その意見を市政に反映するよう努めます。

（住民投票）

第 27 条 市民、議員及び市長は、市政に係る重要な事項について市民の意思を確認するため、住民投票を請求又は発議することができます。

2 市民、議会及び市は、住民投票の結果を尊重します。

（苦情、不服等の対応）

第 28 条 市は、市政に関する苦情、不服等について、迅速に対応し、その解決に努めます。

第 7 章 連携及び交流

（連携及び協力）

第 29 条 市及び議会は、共通する課題を解決するため、国、愛媛県及び他の地方公共団体と広域的な連携及び協力を図るよう努めます。

2 市民は、経済、文化、スポーツ等の様々な取組みを通じて、市外の人々と連携してまちづくりに努めるものとしします。

（国際交流）

第 30 条 市民、議会及び市は、平和、文化、地域産業の発展には国際社会との友好関係が重要であることを認識し、交流に努めます。

第 8 章 市民自治推進委員会の設置等

（市民自治推進委員会）

第 31 条 市は、市民自治の確立並びに協働によるまちづくりを推進するため、四国中央市市民自治推進委員会を設置します。

（条例の見直し）

第 32 条 この条例は、必要に応じて、見直します。

（委任）

第 33 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行します。

四国中央市総合計画審議会条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 13 号

改正 平成 17 年 6 月 10 日条例第 29 号

平成 23 年 9 月 22 日条例第 21 号

平成 24 年 6 月 21 日条例第 16 号

(題名改称)

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、四国中央市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 24 条例 16・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定等に関する必要な事項について審議を行うものとする。

(平 24 条例 16・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平 23 条例 21・平 24 条例 16・一部改正)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(平 23 条例 21・平 24 条例 16・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 23 条例 21・平 24 条例 16・一部改正)

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 23 条例 21・平 24 条例 16・一部改正)

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

（平 17 条例 29 ・ 一部改正）

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平 24 条例 16 ・ 全改）

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 10 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 9 月 22 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 21 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

四国中央市総合計画審議会条例施行規則

平成 16 年 8 月 3 日

規則第 169 号

改正 平成 24 年 6 月 21 日規則第 31 号

(題名改称)

令和 3 年 3 月 17 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四国中央市総合計画審議会条例(平成 16 年四国中央市条例第 13 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、四国中央市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 規則 31・一部改正)

(審議事項)

第 2 条 条例第 2 条に規定する審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(令 3 規則 3・一部改正)

(会長等の責務)

第 3 条 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を迅速かつ能率的に運営するよう努めなければならない。

2 審議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに円滑な議事運営に協力しなければならない。

(平 24 規則 31・一部改正)

(関係者の出席)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 審議会に、部会を置くことができる。

(その他)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 24 規則 31・全改)

附 則

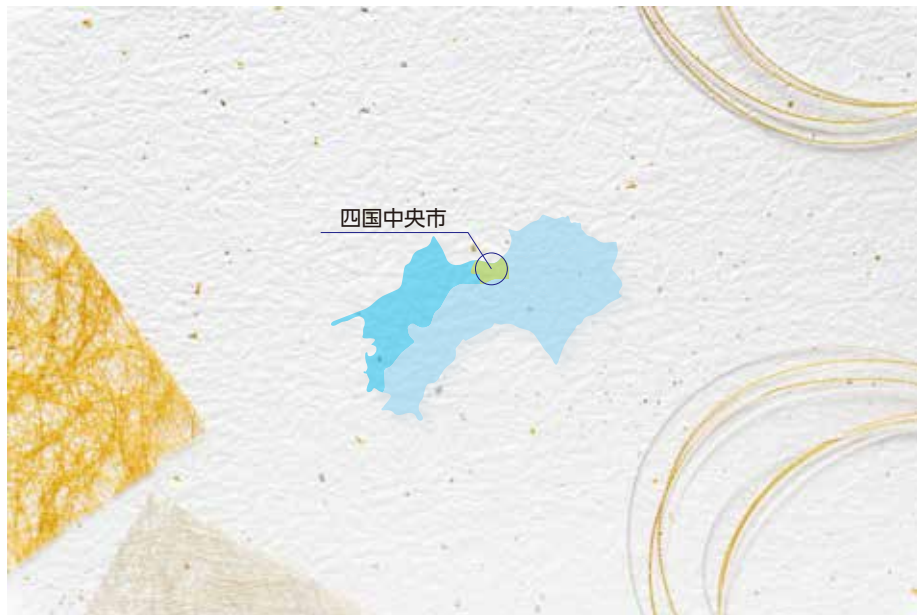
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 21 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 17 日規則第 3 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



高速道路の結節点

四国中央市は、愛媛県の東の端に位置し、東は香川県、南東は徳島県、更に南は四国山地を境に高知県と 4 県が接する地域となります。また、4 県を結ぶ高速道路が X 字形に交わる、交通の要衝です。

日本一の紙のまち

製紙、紙加工業において日本屈指の生産量を誇り、パルプ・紙・紙加工品製造業の製造品出荷額は約 5,000 億円 (2020 年) であり、17 年連続で全国 1 位となりました。
法皇山脈を境に南側は、豊かな水や緑溢れる新宮・金砂・富郷地域、北側は瀬戸内海に面し、東部には重要港湾を有する工業地帯が広がります。
製紙会社の大きな煙突が、まちのシンボルになっています。

伝統工芸品：水引細工

法皇山脈の山間で取れる三桧、楮、豊かな水、そして乾燥作業に適した松原に恵まれて、江戸時代の元結に始まった伊予水引は紙漉き (手漉き和紙) と共に発展してきました。
明治以降、元結の需要が減少してからは水引の生産に転換。
色水引や金銀、光沢フィルムを巻いた水引など新商品の開発や、結納飾り、金封、美術工芸品という水引を使った加工品の製造にも取り組み、現在、長野県飯田市と並ぶ水引の二大産地となっています。

第三次四国中央市総合計画

令和 5 年 4 月

四国中央市政策部政策推進課

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号 TEL 0896-28-6000